

平成 29 年度観光入込客統計共通基準調査事業等実施業務委託仕様書

1 目的

- (1) 観光庁により策定された「観光入込客統計に関する共通基準」を踏まえて調査を実施し、他の都道府県と比較可能な観光入込客数及び観光消費額等を調査するとともに、合わせて府独自に日本人観光客の旅行動向「観光満足度」等の調査（以下「日本人観光客実態調査」とする。）と外国人観光客の旅行動向「観光満足度」等の調査（以下「外国人観光客実態調査」とする。）を実施することで、本府の観光の実態を的確に把握する。
- (2) 調査結果に基づき観光施策についての計量測定・分析を行い、施策へフィードバックすることで、本府の観光施策の効果的な推進を図る。
上記の事業を円滑かつ効果的に実施するため、京都府（以下「甲」という。）が、（決裁後記入）（以下「乙」という。）に委託する「平成 29 年度観光入込客統計共通基準調査等事業」に必要な事項を定める。

2 委託内容

●観光入込客統計に関する共通基準、日本人観光客実態調査

(1) 調査様式作成及び調査の実施

○調査様式の作成

観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づいて調査項目を設定・調査様式の作成をするとともに、合わせて府独自で実施する「観光満足度」等に関する調査項目の設定・調査様式を作成する。

○調査方法

調査員が調査地点に出向き、調査様式により府内外からの観光客を対象に対面式による聞き取り調査を行う。

- ・調査地点数:府内 5 地点
 - ・調査時期:年 4 回(各四半期に含まれる休日1日で実施)
 - ・調査サンプル数:1 施設につき 100 サンプル以上(同行者を含まない)
- ※調査サンプル数に達しない場合は、受託者負担で、再調査を行う。

○調査内容

①パラメータ調査

観光客の属性(府外/府内/訪日外国人×宿泊/日帰り×観光目的/ビジネス目的)と平均訪問地点数等を把握する。

②観光消費額調査

交通費、宿泊費、土産代、飲食費、入場料、その他、パック料金等の種別ごとに観光消費額を把握する。

③観光動向調査

- ・観光者の流動状況(旅行ルート、交通手段など)を把握
- ・観光客の観光志向(旅行目的、メンバー構成など)を把握
- ・観光情報入手の主な情報源を把握
- ・京都府の観光に対する評価(満足度)を把握 ほか

(2) 調査結果の集計・分析

調査により得られたデータの集計・分析を行う

(3) 観光消費額単価及び観光消費額の算出

調査結果をもとに、観光消費額単価を算出し、観光消費額を推計する

(4) 経済波及効果の測定

京都府産業連関表(H23年度版)を活用し、直接効果、間接効果(経済波及額)、属性別経済波及効果額、業種別経済波及効果額、雇用創出効果、税収効果などを算出する

(5) 調査報告書の作成

上記の調査結果により、府内観光の現状等を分析のうえ、四半期毎の調査終了後 2 ヶ月以内に調査報告書を作成し提出する。

●観光入込客統計に関する共通基準、外国人観光客実態調査

(1) 調査様式作成及び調査の実施

○調査様式の作成(英語、中国語(2種類)、韓国語の計4カ国語)

観光庁が策定した「観光入込客統計に関する共通基準」に基づいて調査項目を設定・調査様式の作成をするとともに、合わせて府独自で実施する「観光満足度」等に関する調査項目の設定・調査様式を作成する。

○調査方法

外国語対応可能な調査員が調査地点に出向き、調査様式により外国人観光客を対象に対面式による聞き取り調査を行う。

- ・調査地点数:府内 5 地点
 - ・調査時期:年4回(各四半期に含まれる休日1日で実施)
 - ・調査サンプル数:1施設につき 100 サンプル以上(同行者を含まない)
- ※調査サンプル数に達しない場合は、受託者負担で、再調査を行う。

○調査内容

①パラメータ調査

観光客の属性(府外/府内/訪日外国人×宿泊/日帰り×観光目的/ビジネス目的)と平均訪問地点数等を把握する。

②観光消費額調査

交通費、宿泊費、土産代、飲食費、入場料、その他、パック料金等の種別ごとに観光消費額を把握する。

③観光動向調査

- ・観光者の流動状況(旅行ルート、交通手段など)を把握

- ・観光客の観光志向(旅行目的、メンバー構成など)を把握
- ・観光情報入手の主な情報源を把握
- ・京都府の観光に対する評価(満足度)を把握 ほか

(2) 調査結果の集計・分析

調査により得られたデータの集計・分析を行う

(3) 観光消費額単価及び観光消費額の算出

調査結果をもとに、観光消費額単価を算出し、観光消費額を推計する

(4) 経済波及効果の測定

京都府産業連関表(H23 年度版)を活用し、直接効果、間接効果(経済波及額)、属性別経済波及効果額、業種別経済波及効果額、雇用創出効果、税収効果などを算出する

(5) 調査報告書の作成

上記の調査結果により、府内観光の現状等を分析のうえ、四半期毎の調査終了後 2 ヶ月以内に調査報告書を作成し提出する。

3 実績報告書

乙は、本事業が完了したときは、遅滞なく次の事項を記載した実績報告書を甲に提出しなければならない。

(1) 実施事業の調査報告書(年間分)

(2) 本事業に要した経費の内訳

4 業務上の留意事項

(1) 乙が上記各条件に違反した場合は、契約書第 9 条又は第 10 条の規定に基づき甲が委託業務の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させる場合がある。

(2) 甲は、上記(1)により契約を解除した場合は、契約書第 11 条の規定に基づき違約金を求める場合がある。

(3) 甲は、委託契約額を確定した結果、前金払いにより乙に交付した委託費に残額が生じたとき、又は、委託費により発生した収入があるときは、乙は甲に対し返還しなければならない。

(4) 委託経費により調達する資機材については可能な限りリースあるいはレンタルとし、やむを得ず購入する場合は 50 万円以下のものとする。

(5) アンケート回答者に対するノベルティグッズを甲は用意しないため、委託経費により乙が作成すること。

5 その他

事業の詳細については、甲と乙で協議を行うこと。